

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号）農林水産事務次官依命通知）
一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第3 事業の実施区域 本事業の実施区域は、<u>以下の要件を全て満たす区域</u>とする。 <u>1 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域内の区域であること（ただし、農用地区域及び農用地区域以外の区域との一体的な換地により土地利用の秩序化を行い、当該農用地区域以外の区域において公共用地の創設を行う場合等、農用地区域以外の区域を事業実施区域とする必要がある場合には、必要な限度において、当該農用地区域以外の区域を事業の実施区域とすることができる。）。</u> <u>2 第2の1の農地整備事業及び第2の3の草地畜産基盤整備事業（第2の3の草地畜産基盤整備事業のうち農村振興局長等が別に定める事業を除く。）にあつては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に規定する地域計画を策定した区域であること（ただし、原子力被災12市町村（東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村をいう。）及び令和6年能登半島地震の被災市町（石川県七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町に限る。））にあつては、実質化された人・農地プラン（人・農地プラン</u>	第3 事業の実施区域 本事業の実施区域は、<u>農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域内の区域とする。ただし、農用地区域及び農用地区域以外の区域との一体的な換地により土地利用の秩序化を行い、当該農用地区域以外の区域において公共用地の創設を行う場合等、農用地区域以外の区域を事業実施区域とする必要がある場合には、必要な限度において、当該区域を事業の実施区域とすることができる。</u>

の具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知）2の（1）の実質化された人・農地プランをいう。）の対象地域を実施区域とすることも可能とする。）。

第5 計画の作成

- 1 事業実施主体は、第2の1の農地整備事業又は第2の3の草地畜産基盤整備事業を実施しようとするときは農業競争力強化基盤整備計画（第2の3の草地畜産基盤整備事業のうち農村振興局長等が別に定める事業を実施しようとするときは畜産基盤整備計画）を作成し、第2の5の農業基盤整備促進事業を実施しようとするときは農業基盤整備計画を作成するものとする。
- 2 1の農業競争力強化基盤整備計画、畜産基盤整備計画及び農業基盤整備計画に記載する事項は、農村振興局長等が別に定めるものとする。

第6 採択要件

本事業の採択に当たっては、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 1 （略）
- 2 農地整備事業及び草地畜産基盤整備事業にあつては、第5の農業競争力強化基盤整備計画（草地畜産基盤整備事業のうち農村振興局長等が別に定める事業にあつては、第5の畜産基盤整備計画）を策定していること。
- 3 （略）

第5 計画の作成

- 1 事業実施主体は、第2の1の農地整備事業又は第2の3の草地畜産基盤整備事業を実施しようとするときは農業競争力強化基盤整備計画を作成し、第2の5の農業基盤整備促進事業を実施しようとするときは農業基盤整備計画を作成するものとする。
- 2 1の農業競争力強化基盤整備計画及び農業基盤整備計画に記載する事項は、農村振興局長等が別に定めるものとする。

第6 採択要件

本事業の採択に当たっては、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 1 （略）
- 2 農地整備事業及び草地畜産基盤整備事業にあつては、第5の農業競争力強化基盤整備計画を策定していること。
- 3 （略）

附 則

- 1 この通知は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正後の第 3 に規定する事業実施区域について、令和 6 年度以前に第 7 の申請が行われた地区については、なお従前の例による。